

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正 する法律案の概要【個人事業者等に対する安全衛生対策の推進関係】

第10回 家内労働部会資料

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
- ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
 - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
 - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
 - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
- （注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
 - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
 - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【総論①】労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点

個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外をどの範囲まで対象に含めるべきか。

対応案

労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとしてはどうか。

① 個人事業者

- 労働者を使用しない。
- 法人、非法人（個人）かは問わない。
- 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

② 中小事業の事業主及び役員

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。
- ※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

労働災害防止対策のこれまでの歴史を踏まえれば、安全衛生の確保については、

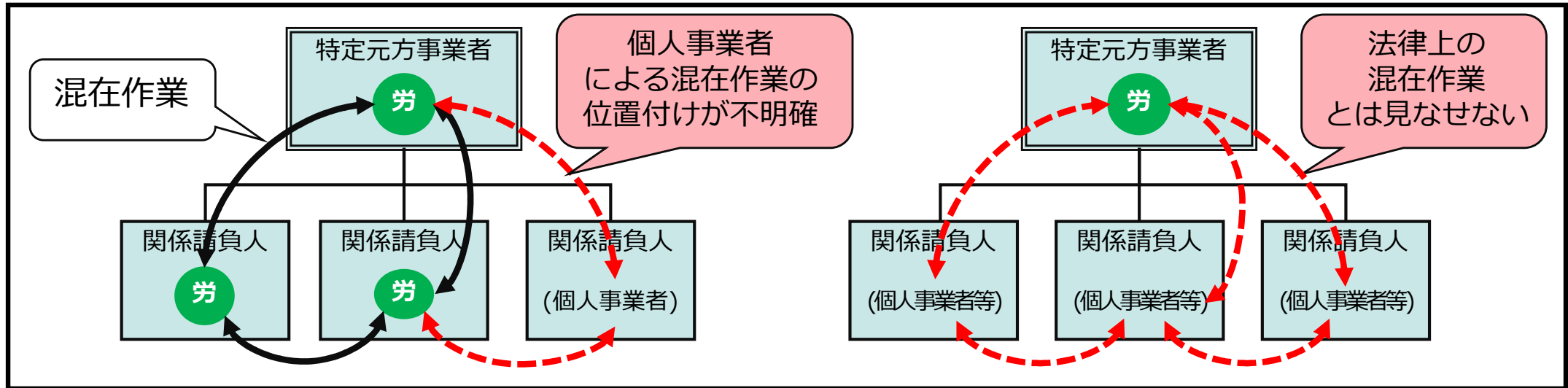
- ① 「契約関係」や「請負関係」のみに着目した取組では十分とはいえない
- ② 安全衛生に影響を及ぼす要因を発生させ、又はコントロール可能な者の関与が重要
- ③ 作業当事者が必要な情報を入手し、当該情報に基づき適切な取組を行うことが重要

といった特徴があるため、「取引関係」や「請負関係」のみに限定せず、誰からも仕事を請け負うことなく事業活動を行う個人事業者も含め、広く保護、規制の対象とすることが適当ではないか

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

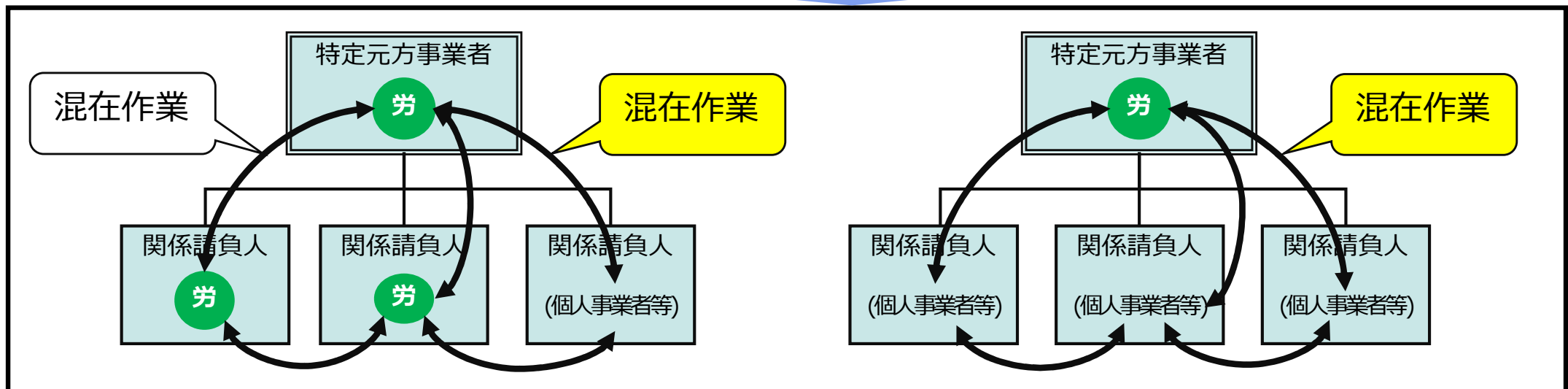
- 現行の安衛法第30条及び第30条の2においては、「一の場所」において、個人事業者等である請負人が作業を行う場合の位置付けが不明確であり、現場における統括管理の実態との乖離がみられる

《現行》



《見直し後》

個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

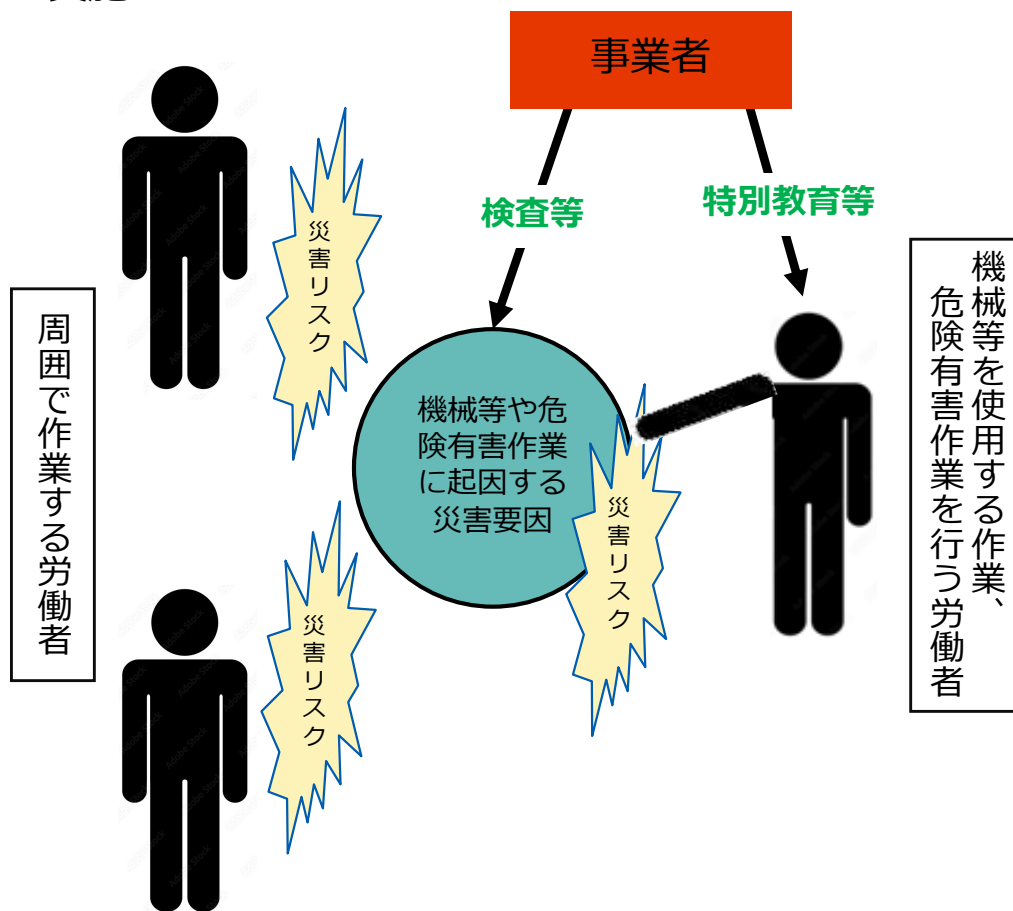


【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

基本的な考え方（イメージ図）

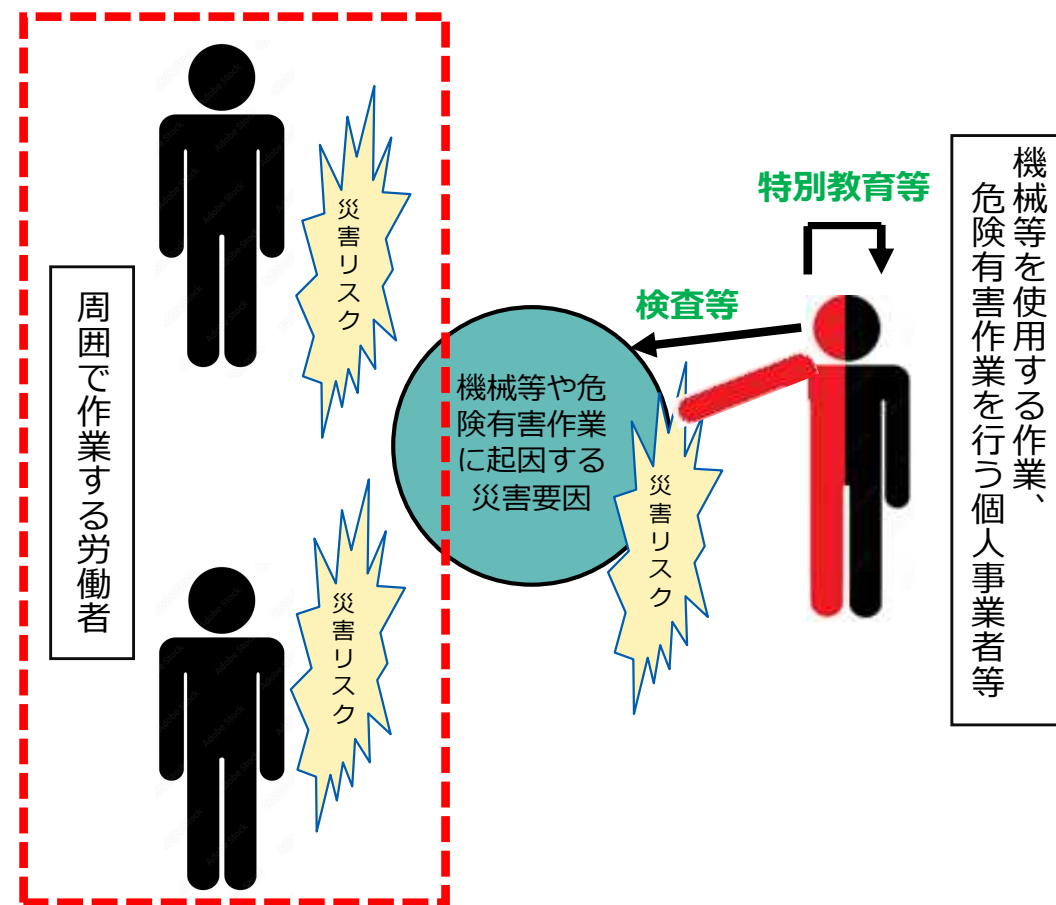
事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

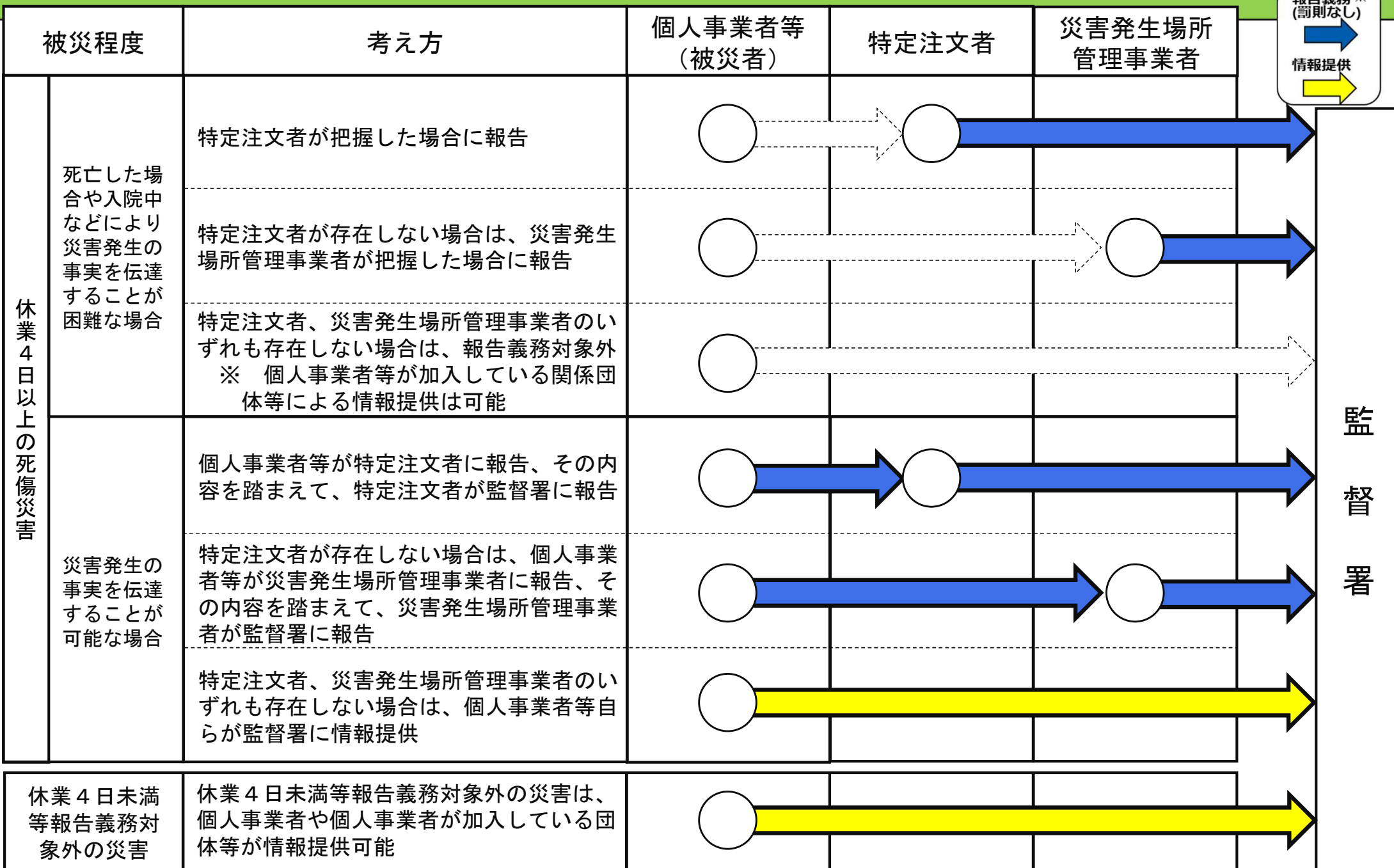
「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、事業者に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか



(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

報告義務※
(罰則なし)

情報提供



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。